

金シャチ横丁第二期整備博物館ゾーン整備基本構想検討懇談会

開催要綱

(名称)

第 1条 本検討会議は、金シャチ横丁第二期整備博物館ゾーン整備基本構想検討懇談会（以下「懇談会」という。）と称する。

(役割)

第 2条 懇談会では、次の各号に掲げる事項について意見聴取する。

- (1) 金シャチ横丁第二期整備のうち、博物館ゾーンの整備に関すること。
- (2) その他、基本構想策定に関連し必要と認めること。

(構成)

第 3条 懇談会は、博物館及び観光等に見識がある学識経験者、専門家等のうちから名古屋市長（以下、「市長」という。）が指名する者によって構成する。

- 2 市長は、必要があると認められるときは、第1項に規定する者以外の関係者の出席を求めることができる。

(会議)

第 4条 懇談会は、市長がこれを招集する。

(会議の公開)

第 5条 懇談会は原則として公開する。ただし、第三者の権利や利益、公共の利害を害するおそれがあるなど公開に支障があると本市が判断した場合には、会議を非公開とすることができる。

- 2 懇談会の傍聴に係る手続き及び傍聴する者が遵守すべき事項については、別に定める。

(現場視察)

第 6条 市長は、会議の検討事項について、現場視察を開催することができる。

(ワーキンググループ)

第 7条 市長は、ワーキンググループを開催し、懇談会の検討事項のうち特定の事項の整理、情報交換等を行わせることができる。

(謝金)

第 8条 第4条、第6条及び第7条により会議等に出席した者は、会議等への出席に係る謝金及び旅費を支給することができる。

- 2 謝金の額は、1回につき12,600円とし、旅費の額は、名古屋市旅費条例（昭和25

年名古屋市条例第32号)の規定を適用して算出する。ただし、行政機関の職員である者及び受け取りを辞退した者には支給しない。

(事務)

第9条 懇談会の事務は、観光文化交流局名古屋城総合事務所が処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、名古屋城総合事務所長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年3月17日から施行する。